

# 特定非営利活動法人 ぐらすかわさき 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ぐらすかわさき（通称「ぐらす・かわさき」）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の人々が日々の暮らしの中で気がついた問題を持ち寄り、語り合い、主体的に問題を解決していく、その活動を応援する。

また、障がいの有無にかかわらず、大人も子どもも生き生きと暮らし働ける地域社会の創出を目指し、開かれた場をつくる。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 社会教育（生涯学習）施設の管理運営及び社会教育（生涯学習）振興事業の企画・実施
- (2) 文化、芸術施設の管理運営及び文化、芸術振興事業の企画・実施
- (3) 市民活動やコミュニティビジネスを支援するための事業の企画・実施
- (4) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」の実施
- (5) 市民が交流する場所の運営及び関連事業の企画・実施
- (6) 子育てを支援する場所の運営及び関連事業の企画・実施
- (7) 以上の事業に関わる調査・研究及び情報の収集・提供
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業の企画・実施

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持って入会した個人または団体  
(入会)

第7条 正会員として入会するものは、その旨を記入した入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。また賛助会員も同様とする。

2 理事会が前項のものの入会を認めないときは、理事長は速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は入会金及び会費を、賛助会員は会費を納入しなければならない。入会金及び会費は、総会において別に定めるものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納し、かつ催促に応じないとき。
- (4) 第10条により退会を勧告されたとき。

(退会の勧告)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、その会員に退会を勧告することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年又は翌々年の通常総会の終結時までの期間のいずれか短い期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において、後任の役員が選任されていない場合には、同日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に決める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金、会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年事業年度終了後2カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議内容を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任する

ことができる。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

3 前2項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条の適用については、総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第6章 理事会

（構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（1）総会に付議すべき事項

（2）総会の議決した事項の執行に関する事項

（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）理事長が必要と認めたとき。

（2）理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

（3）第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

3 前2項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事会が管理し、その方法は、理事会の議決を経て執り行い、総会で承認を得るものとする。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 収益費用は、予算に基づいて行うこと。

- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表、及び活動計算書は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第46条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第47条 この法人は、必要があるときは総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計を設ける場合は、財産及び会計を区分するものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

- 2 定款の変更は、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

( 9 ) 解散に関する事項 ( 残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。 )

( 1 0 ) 定款の変更に関する事項

( 解散 )

第 4 9 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ( 1 ) 総会の決議
- ( 2 ) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ( 3 ) 正会員の欠亡
- ( 4 ) 合併
- ( 5 ) 破産
- ( 6 ) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

( 残余財産の帰属 )

第 5 0 条 この法人が解散 ( 合併又は破産による解散を除く。 ) したときに残存する財産は、この法人と類似の目的を有し、かつ神奈川県内に事務所を有する特定非営利活動法人の中から、総会で選定した法人に譲渡する。

( 合併 )

第 5 1 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

( 公告の方法 )

第 5 2 条 この法人の公告はこの法人のホームページへ掲載して行う。

## 第 1 0 章 雑 則

( 細則 )

第 5 3 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|    |    |    |
|----|----|----|
| 理事 | 原田 | 本子 |
| 同  | 田中 | 秀子 |
| 同  | 奥津 | 茂樹 |
| 同  | 小澤 | 牧子 |
| 同  | 佐野 | 裕子 |
| 同  | 木村 | 雅子 |
| 同  | 森井 | 雅子 |



同 樋尾 美紀  
同 池畠 本枝  
監事 奥田 久仁夫  
同 小林 寛志

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から、2002年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2002年4月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- |          |            |       |       |
|----------|------------|-------|-------|
| (1) 入会金  | 正会員・賛助会員とも |       | 1000円 |
| (2) 正会員  | 個人         | 年間    | 3000円 |
|          | 団体         | 年間    | 5000円 |
| (3) 賛助会員 | 個人・団体とも    | 年間 一口 | 5000円 |

附則 この定款は2003年6月28日から施行する。

附則 この定款は2003年10月22日から施行する。

附則 この定款は2004年6月27日から施行する。

附則 1 この定款は2005年10月7日から施行する。

2 この定款の変更当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、  
2005年5月1日から2006年3月31日までとする。

附則 この定款は2010年11月12日から施行する。

附則 この定款は2012年5月13日から施行する。

附則 この定款は2012年6月4日から施行する。

附則 この定款は2012年11月14日から施行する。

附則 この定款は2014年6月1日から施行する。

附則 この定款は2017年5月21日から施行する。

附則 この定款は2017年9月19日から施行する。

附則 この定款は2019年9月18日から施行する。

附則 この定款は2020年9月14日から施行する。

附則 この定款は2022年8月22日から施行する。

附則 この定款は2023年3月22日から施行する。

附則 この定款は2026年1月5日から施行する。